

## 中国における著作権侵害訴訟の控訴審判決（確定判決）のお知らせ

2021年06月07日  
シーピー化成株式会社

シーピー化成株式会社（以下、「当社」）は、当社の柄デザインを違法コピーした食品包装用容器を製造・販売する汕頭市三馬塑膠製品有限公司（以下、「三馬社」）及び同社の代理店の上海市徐匯区華峰包装經營部（以下、「華峰社」）を被告として、著作権侵害訴訟（(2019) 滬 0104 民初 7896 号）を提起し、また、三馬社及び同社の取扱店スーパーである上海宝燕虹中超市有限公司（以下、「宝燕スーパー」）を被告として、同侵害訴訟（(2019) 滬 0104 民初 13347 号 以下、2 件の訴訟を「第一審訴訟」）を提起し、勝訴判決がありました。

その後、被告らにより、第一審訴訟の勝訴判決を不服とする控訴があり、先日、上海知的財産権法院より控訴審判決がありましたので、お知らせいたします。

これらの一連の訴訟は、当社製品の柄デザインを違法コピーした侵害製品の製造・販売中止、ならびに損害賠償を求めるもので、昨年お知らせした一連の「中国における訴訟のお知らせ」の控訴審判決、一連の訴訟の終審判決（確定判決）となります。

### 1. 控訴審の判決について

当社の柄デザイン「春陽」を含む計 5 種類の柄デザインを侵害した三馬社及び華峰社に対する終審判決

**控訴審判決（確定判決）：(2021) 滬 73 民終 47 号 原審（第一審）：(2019) 滬 0104 民初 7896 号**

原審の判決を維持する。（勝訴判決）

（以下は 2020 年 09 月 30 日付「中国における訴訟（勝訴）のお知らせ」と同一）

- ・三馬社及び華峰社による著作権侵害を認定する。
- ・権利侵害による損害賠償、権利行使のための訴訟費用等合計 26 万人民元を賠償せよ。

当社の柄デザイン「花かざり青」の柄デザインを侵害した三馬社及び宝燕スーパーに対する終審判決

**控訴審判決（確定判決）：(2021) 滬 73 民終 111 号 原審（第一審）：(2019) 滬 0104 民初 13347 号**

原審の判決を維持する。（勝訴判決）

（以下は 2020 年 11 月 05 日付「中国訴訟（2019）滬 0104 民初 13347 号の判決のお知らせ」と同一）

- ・三馬社及び宝燕スーパーによる著作権侵害を認定する。
- ・権利侵害による損害賠償、権利行使のための訴訟費用等合計 6 万人民元を賠償せよ。

### 2. 今後について

当社の製品に付された柄デザインを違法コピーする等、それら侵害製品を訴訟により対処していく所存です。

国内外を問わず著作権等を含む知的財産権の保護を図りつつ、中国市場を含む海外市場については、侵害製品の根絶に向けて、引き続き厳正に対処してまいります。

以上